

建築士法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

一	建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（第一条関係）	1
二	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第二条関係）	3

新	旧
<p>（一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の書換え交付等の手数料）</p> <p>第一条 建築士法（以下「法」という。）<u>第五条第六項</u>（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、五千九百円とする。</p> <p>（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料）</p> <p>第二条 法<u>第十条の二の二第六項</u>（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、次の各号に掲げる一級建築士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定は、<u>法第二十二條の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。</u>この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、<u>法第二十四條の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。</u>この場合において、第一項及び第二項中「建築士」とあるのは「建築士事務所</p>	<p>（一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の書換え交付等の手数料）</p> <p>第一条 建築士法（以下「法」という。）<u>第五条第五項</u>（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、五千九百円とする。</p> <p>（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料）</p> <p>第二条 法<u>第十条の二第五項</u>（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、次の各号に掲げる一級建築士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定は、<u>法第二十四條の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。</u>この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「結果</p>

の開設者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。

(削る)

(建築士審査会の委員等の勤務)

第八条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会(次条及び第十二条において「建築士審査会」と総称する。)の委員及び試験委員は、非常勤とする。

第九条〜第十二条 (略)

の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。

(その設計等の業務が再委託の制限の対象となる多数の者が利用する建築物及びその規模)

第八条 法第二十四条の三第二項の政令で定める建築物は、共同住宅とする。

2 法第二十四条の三第二項の政令で定める規模は、階数が三で、かつ床面積の合計が千平方メートルのものとする。

(建築士審査会の委員等の勤務)

第九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会(次条及び第十三条において「建築士審査会」と総称する。)の委員及び試験委員は、非常勤とする。

第十条〜第十三条 (略)

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（受検資格）</p> <p>第八条の四 法第五条の四第三項の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）<u>第二条第七項</u>に規定する構造設計の業務</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（受検資格）</p> <p>第八条の四 法第五条の四第三項の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）<u>第二条第六項</u>に規定する構造設計の業務</p> <p>二・三 （略）</p>